

◎新潟県告示第1239号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
島田医院	糸魚川市大字越111番地	平成25年9月12日
中澤医院	南魚沼市六日町2807-2	平成25年10月10日
古俣内科医院	胎内市東本町22番31号	平成25年9月30日
医療法人社団 祐志会 久代歯科医院	柏崎市藤元町13-4	平成25年10月1日
十日町市国民健康保険中里歯科診療所	十日町市上山己2194番地	平成25年9月30日
有限会社 金谷薬局エルマール店	上越市西本町3-8-8	平成24年3月31日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1丁目3番27号	平成25年7月31日
トリム薬局 六日町店	南魚沼市六日町2803番地2	平成25年9月30日